

# 3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し①

## 概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

- 自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、リハビリテーションマネジメント加算について以下の見直しを行う。
  - ・ 報酬体系の簡素化と事務負担軽減の観点から、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）及び介護予防のリハビリテーションマネジメント加算は廃止し、同加算の算定要件は基本報酬の算定要件とし、基本報酬で評価を行う。【告示改正】
  - ・ 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの評価の整合性を図る観点から、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の評価の見直しを行う。【告示改正】
  - ・ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）を廃止。定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しが要件とされるリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）・（Ⅲ）において、事業所がCHASE・VISITへデータを提出しフィードバックを受けPDCAサイクルを推進することを評価する。【告示改正】
  - ・ CHASE・VISITへの入力負担の軽減やフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提供する場合の必須項目と任意項目を設定する。【通知改正】
  - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。【通知改正】

### 3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し③

単位数

#### 【通所リハビリテーション】

< 現行 >

リハビリテーションマネジメント加算 (I) 330単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (II)  
 同意日の属する月から6月以内 850単位/月  
 同意日の属する月から6月超 530単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (III)  
 同意日の属する月から6月以内 1,120単位/月  
 同意日の属する月から6月超 800単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (IV)  
 同意日の属する月から6月以内 1,220単位/月  
 同意日の属する月から6月超 900単位/月  
 (3月に1回を限度)

(介護予防)  
 リハビリテーションマネジメント加算 330単位/月

< 改定後 >

廃止

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ  
 同意日の属する月から6月以内 560単位/月  
 同意日の属する月から6月超 240単位/月  
 リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (新設)  
 同意日の属する月から6月以内 593単位/月  
 同意日の属する月から6月超 273単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ  
 同意日の属する月から6月以内 830単位/月  
 同意日の属する月から6月超 510単位/月  
 リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ  
 同意日の属する月から6月以内 863単位/月  
 同意日の属する月から6月超 543単位/月

廃止 (加算 (B) ロに組み替え)

廃止

### 3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し④

#### 算定要件等

##### 【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

##### ○リハビリテーションマネジメント加算の要件について

##### <リハビリテーション加算 (A) イ>

- ・ 現行のリハビリテーション加算 (II) と同要件を設定

##### <リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ>

- ・ リハビリテーション加算 (A) イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

##### <リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ>

- ・ 現行のリハビリテーションマネジメント加算 (III) と同要件を設定

##### <リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ>

- ・ 現行のリハビリテーションマネジメント加算 (IV) と同要件を設定

##### ○CHASE・VISITへのデータ提供の内容について

CHASE・VISITへの入力負担の軽減及びフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提出する場合の必須項目と任意項目を設定。

##### ○リハビリテーション会議の開催について

リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。

# 訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の見直しイメージ

<現行>

